

四日市市告示第 1 2 9 号

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 8 日

四日市市長 森 智広

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 1 6 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) 2 この要綱は、 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) 2 この要綱は、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(市民生活部市民協働安全課)